

議案第42号

北上市行政手続における個人番号の利用等条例の一部を改正する条例

北上市行政手続における個人番号の利用等条例（平成27年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
機関		事務		機関		事務	
[略]				[略]			
3	同上	[略]		3	同上	[略]	
				4	同上	幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則で定めるもの	
				5	同上	保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則で定めるもの	
				6	同上	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
情報照会機 関	事務	情報提 供機関	特定個人情報	情報照会機 関	事務	情報提 供機関	特定個人情報

[略]		
3	同上	[略]

[略]				
3	同上	[略]		
4	同上	<u>幼稚園の利用料</u> <u>その他の保護者</u> <u>から徴収する費</u> <u>用の補助又は減</u> <u>免に関する事務</u> <u>であって規則で</u> <u>定めるもの</u>	同上	<u>地方税関係情報、</u> <u>住民票関係情報又</u> <u>は生活保護関係情</u> <u>報であって規則で</u> <u>定めるもの</u>
5	同上	<u>保育所等又は幼</u> <u>保連携型認定こ</u> <u>ども園の利用料</u> <u>その他の保護者</u> <u>から徴収する費</u> <u>用の補助又は減</u> <u>免に関する事務</u> <u>であって規則で</u> <u>定めるもの</u>	同上	<u>地方税関係情報、</u> <u>住民票関係情報又</u> <u>は生活保護関係情</u> <u>報であって規則で</u> <u>定めるもの</u>
6	同上	<u>子ども・子育て</u> <u>支援法に基づく</u> <u>地域子ども・子</u> <u>育て支援事業の</u> <u>実施に関する事</u>	同上	<u>地方税関係情報、</u> <u>住民票関係情報又</u> <u>は生活保護関係情</u> <u>報であって規則で</u> <u>定めるもの</u>

